# 低開発地域工業開発促進法施行令 （昭和三十七年政令第三十六号）

#### 第一条（開発地区の要件）

低開発地域工業開発促進法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

工場用地及び工業用水並びに労働力の確保が容易であり、かつ、輸送施設の整備が容易であること。

###### 二

当該地区に市の区域が含まれる場合においては、当該市が次のイ及びロに該当すること。

#### 第二条（添附書類の記載事項）

法第二条第四項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

###### 一

地区の名称及び区域

###### 二

人口及び労働力の需給に関する事項

###### 三

自然的条件及び産業の現況

###### 四

工場用地及び工業用水に関する事項

###### 五

道路、港湾施設、通信運輸施設及び職業訓練施設に関する事項

###### 六

工場誘致の現況及び計画並びに工場誘致に関する条例の内容

###### 七

関係市町村の財政状況

#### 第三条（地方税の課税免除等に伴う措置の適用のある場合）

法第五条に規定する政令で定める場合とは、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

###### 一

事業税

###### 二

不動産取得税

###### 三

固定資産税

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三七年七月二六日政令第三〇四号）

この政令は、法の施行の日（昭和三十七年八月一日）から施行する。

# 附　則（昭和四〇年三月三〇日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四四年一月二三日政令第七号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年四月三〇日政令第一〇七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和四十五年五月一日から施行する。

# 附　則（昭和五五年三月三一日政令第四二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五六年三月三一日政令第七三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五七年三月三一日政令第七二号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月三一日政令第一〇六号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年三月三一日政令第七三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三一二号）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一四年三月三一日政令第一〇五号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十四年四月一日から施行する。